

## 監査結果公表第23-11号

### 定期監査の結果に対する措置の通知の公表について

次のとおり監査結果に対する措置の通知がありましたので、地方自治法第199条第12項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成24年3月2日

八尾市監査委員	八百康子
同	平田正司
同	花村茂男
八尾市監査委員職務執行者	富永峰男

### 記

#### 1 措置の通知

平成19年度定期監査（土木部）の結果に対する措置の通知

平成24年2月23日付け八土土総第220号

平成19年度定期監査（保健福祉部）の結果に対する措置の通知

平成24年2月23日付け八健地第246号

平成20年度定期監査（建築都市部）の結果に対する措置の通知

平成24年2月21日付け八建都政第1125号

平成20年度定期監査（水道局）の結果に対する措置の通知

平成24年2月23日付け八水第1800号

平成21年度定期監査（財政部）の結果に対する措置の通知

平成24年2月22日付け八財財第124号

平成21年度定期監査（経済環境部）の結果に対する措置の通知

平成24年2月21日付け八経産産第121号

#### 2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市監査事務局

電話番号 072-924-3896（直通）

#### 3 その他

措置の通知については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページで閲覧できます。

平成 21 年度実施経済環境部定期監査の結果に対する措置等の内容

経済環境部産業政策課

指摘事項	本通知時までに講じた措置又は改善方針等		H22. 8. 31までの取り組み等の内容	
	措置状況	措置内容	状況	内容
1 融資関係事務について (2) 八尾市小規模企業緊急小口事業資金の融資 (本融資制度は平成 19 年 9 月末で廃止)に伴う損失補償額は、平成 21 年 3 月末現在で 31 件、26,195 千円となってい る。そのうち、未償還額は 23,030 千円となっており、催告状の送付など回収に向けた努力はさ れているものの、中には相当長期間の償還滞納者も見受けられた。回収不能と判断される債権については、債権管理課と協議の上、処分の方法等を検討するなど、適正な債権の回収と管理に努めること。	措置状況 債権管理条例制定後、債権管理課と協議のうえ回収不能と判断される債権の一部について、不納欠損処理を行いました。残りの債権についても適正な回収と管理に努めます。	措置内容 1. 措置済(平成 23 年 3 月 31 日)	状況 3. 検討中	内容 債権管理課と協議を行った結果、債権管理条例(仮称)の制定(今年度中に市議会定例会提出予定)を待つて、個別の処分方法等について検討を行うこととした。

指摘事項	本通知時までに講じた措置又は改善方針等		H22.8.31までの取り組み等の内容	
	措置状況	1. 措置済(平成23年3月31日)	措置状況	2. 措置予定
2 契約事務について (2) 就労困難者等雇用・失業状況調査及び勤労市民意識調査の委託業務について、業務仕様書の内容や契約金額の積算根拠が不十分であり、仕様書による成果物(書面による報告書)が提出されていないなどの不備が見受けられたので、適正な契約事務及び委託業務の指示を行うこと。また、両委託業務は労働関係団体に委託しているものであるが、調査結果を見ると委託先の一者について調査対象者に本市各労働組合(員)等公務員の占める割合が高いものとなっていた。本調査の目的や今後の施策展開の基礎資料とする等の趣旨を踏まえるならば、より広い範囲からの勤労者等の意識調査とすべきであり、対象者比率について見直すよう指示すること。	措置状況	平成22年度の就労困難者等雇用・失業状況調査及び勤労市民意識調査の委託業務については定期監査の結果を踏まえ、不備を指摘された箇所についての留意指示を行った結果、成果物の提出及び調査の対象者の比率を改善させたところです。 今後も調査の正確性を期するため回収件数の下限(1,000件中700件以上)を遵守させながら調査比率の向上に努めます。	措置状況	平成22年度の就労困難者等雇用・失業状況調査及び勤労市民意識調査について定期監査の結果を踏まえ、不備を指摘された箇所について、それぞれ指摘事項を留意の上、成果物が提出されるよう委託先へ改善を指示する予定です。 特に今回の指摘事項である、調査の対象の拡大については、改めて調査の趣旨に沿うよう委託時に指示を行う予定です。

定期監査の結果に対する措置の内容

経済環境部環境施設課

指摘事項	本通知時までに講じた措置又は改善方針等		H22.8.31までの取り組み等の内容	
1 契約事務について (2) 隨意契約によって業務委託契約を締結する際に、複数の者からの見積書を徴していないものや見積書を契約締結後に徴しているものが見受けられたので、八尾市財務規則の規定に則り適正に処理すること。	措置状況 1. 措置済（平成23年4月1日）	発注案件の業務等において、新規業者を追加するなどして、透明性・競争性に留意し改善を図りました。業者からの見積書については、八尾市財務規則の規定に則り処理するよう改めました。	措置状況 2. 措置予定	業者よりの見積書徴収は、契約締結前に徴収するとともに、23年度より新規業者を追加するなど、より透明性、競争性に留意し、改善を図ります。
(3) 業務委託契約書において、委託料の支払いについての条項に関係法令に照らして適切ではない内容が含まれているもの等が見受けられたので、適切な契約条項となるよう改めること。	措置状況 1. 措置済（平成23年4月1日）	業務委託契約書の支払いに係る条項について、関係法令に照らして適切ではないものについて、今年度契約分から改めました。	措置状況 2. 措置予定	業務委託契約書の支払いにかかる条項についてチェック機能強化の体制を整え、関係法令に照らして適切ではないものについては、速やかに改めるようにいたします。
2 し尿汲取手数料に係る事務について (2) 八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則では、2カ月一括徴収と規定されているが、納付期限及び還付については規定されていないので規定内容の整備を図ること。 また、市役所窓口以外でのし尿汲取手数料の過誤納還付事務は、清協公社の資金による立て替えで対象者に還付し四半期毎に市に請求されているが、還付については八尾市財務規則に基づき、支出事務の委託による事務処理として清協公社へ還付資金を交付した上で還付事務を行うこと。	措置状況 2. 措置予定	清協公社の徴収実態につきましては、効率性及び高徴収率維持のために、口座振替とともに集金制度も併用し、市内を地区割して、隔月に2カ月分一括徴収を行っています。 引き続き、集金方法も含めて、現在清協公社と協議・検討中あります。協議が整い次第、関係規定を整備いたします。	措置状況 2. 措置予定	納付期限に関する規定の整備に当たっては、まず現状における清協公社の徴収実態を把握する中で、見直すべき点の有無等適切な納期限設定について現在清協公社と協議・検討中でありますので、協議が整い次第できるだけ早期に関係規定を整備いたします。
	措置状況 1. 措置済（平成22年4月1日）	し尿汲取手数料の過誤納還付事務については、平成22年度より支出事務の委託による事務処理として、清協公社へ還付資金を資金前渡により交付した上で、清協公社において還付事務を行い、四半期ごとに精算を行うことで適切に事務処理を行っております。		

指摘事項	本通知時までに講じた措置又は改善方針等		H22.8.31までの取り組み等の内容	
	措置状況	措置	状況	
2 し尿汲取手数料に係る事務について (4) し尿汲取手数料の収入済額と徴収業務委託に係る決算資料説明書等関連資料の整合が図られていない。業務完了に伴う精算報告時だけでなく、毎月の調定額及び収入額の把握・確認を行うとともに、清協公社に対し関係帳票の整備・管理の指導を図ること。	措置状況 1. 措置済（平成23年4月1日）	し尿汲取手数料の取扱いにつきましては、清協公社のし尿汲取手数料徴収管理システムと市の諸規定との整合性を図るため、協議調整を行い、業務完了に伴う精算報告時だけでなく、毎月の調定額及び収入額の把握・確認を行うとともに、清協公社に対し関係帳票の整備・管理の指導をいたしました。	措置状況 3. 検討中	し尿汲取手数料の取扱いにつきましては、清協公社のし尿汲取手数料徴収管理システムと市の諸規定との整合性を図るため、協議調整を行っており、清協公社の集金体制の再構築を含めて、改善に向けて清協公社と協議を進めてまいります。
(5) し尿汲取手数料の歳入決算において、滞納繰越及び不納欠損処理がされていないので、毎年度収入未済額については繰越手続を行い、督促及び不納欠損処分等についても適切に事務処理を行うこと。	措置状況 1. 措置済（平成23年4月1日）	清協公社のし尿汲取手数料徴収管理システムについて、出納整理期間中のデータ及び滞納繰越データの管理について、適切に事務処理を行うことができるようシステム変更を行いました。	措置状況 2. 措置予定	清協公社の手数料徴収管理システムについて、出納整理期間中のデータ及び滞納繰越データの管理について、現在適切に事務処理を行うことができるようシステム変更の協議を行っているところであります。協議が整い次第必要な経費について予算措置を行い、改善に努めてまいります。